

## ◎銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改

### 正する法律

(平成二六年一月二八日法律第一三二号)

#### 一、提案理由(会)

(平成二六年一月二八日・参議院内閣委員)

○国務大臣(山谷えり子君) ただいま議題となりました銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、国際的な規模で開催される運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選手等の競技技術の向上に資する等のため、年少射撃資格者の年齢の要件を緩和するほか、空気銃に係る練習射撃場において射撃練習を行う場合の手続等を定めることをその内容としております。

以下、項目ごとにその概要を御説明いたします。

第一は、練習射撃場の制度の拡充についてであります。

その一は、空気銃に係る練習射撃場の制度を新設し、当該練習射撃場において、空気銃の所持の許可を受けた者、年少射撃

資格者等が射撃練習を行うことができることとするものであります。

その二は、練習射撃場を管理する者は、年少射撃資格者が当該練習射撃場において空気銃の射撃練習を行うとするときは、その指導を行う者を練習射撃指導員のうちから指名しなければならぬこととするものであります。

第二は、年少射撃資格者の年齢の要件の緩和についてであります。

その一は、年少射撃資格者の下限年齢を十四歳から十歳に引き下げるものであります。

その二は、年少射撃資格の認定の失効年齢を十八歳から十九歳に引き上げるものであります。

第三は、その他の規定の整備についてであります。

これは、災害により猟銃を亡失した者等について、猟銃の許可の基準の特例を定めるものであります。

なお、この法律の施行日は、一部の規定を除いて、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願い

いたします。

## 二、参議院内閣委員長報告(平成二六年一月五日)

○大島九州男君 たいいま議題となりました法律案について、内閣委員会における審査の経過と結果の御報告を申し上げます。

本法律案は、国際的な規模で開催される運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選手等の競技技術の向上に資する等のため、年少射撃資格者の年齢の要件を緩和するほか、空気銃に係る練習射撃場において射撃練習を行う場合の手続等を定めようとするものであります。

委員会におきましては、年少射撃資格者の下限年齢を十歳に引き下げる理由、東日本大震災により猟銃を亡失した者に対するライフル銃の所持許可基準に係る特例の適用、本改正の内容に関する広報啓発の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了した後、各派に属しない議員の山本委員より、十歳に改めることとされる年少射撃資格者の下限年齢について十歳とする旨の修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党の田村理事より原案に反対、各派に属しない議員の山本委員より原案に反

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

対、修正案に賛成の旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。  
以上、御報告申し上げます。

## ○附帯決議(平成二六年一〇月三〇日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 一 年少射撃資格者の制度の運用に際しては、危害の発生を予防する観点から、射撃指導員の育成、射撃指導員に対する監督等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。
- 二 練習射撃場における銃砲の管理及び保管について、その実情を把握し、必要があると認めるときは、練習射撃場の管理者等に対する指導その他の所要の措置を講ずること。
- 三 猟銃の操作及び射撃の技能向上・安全確保を図るため、射撃場の整備に際し、設置者等に対し指導・助言を行うこと。
- 四 猟銃等の所持許可に係る事務の処理が適切に行われるよう、各都道府県警察に対し指導・助言を行うこと。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

右決議する。

八〇

三、衆議院内閣委員長報告（平成二六年一月二一日）

○井上信治君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国際的な規模で開催される運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選手等の競技技術の向上に資する等のため、年少射撃資格者の年齢の要件を緩和するほか、空気銃に係る練習射撃場において射撃練習を行う場合の手続等を定めるものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る十一月十八日本委員会に付託され、翌十九日、山谷国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。